

IV 事前都市復興計画の運用

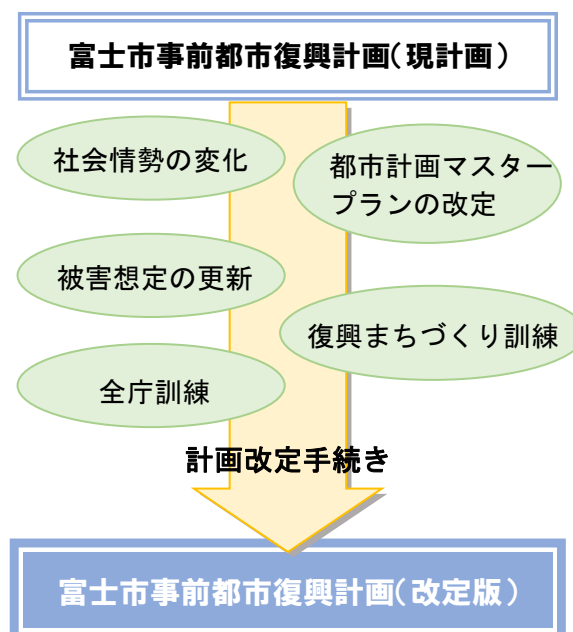
事前都市復興計画の運用

本計画を実行性のあるものとしていくために、計画に掲げる内容の適宜点検・見直しを図りながら、災害に備えることが重要です。

計画の運用について

本計画に基づき、平常時から「復興まちづくり訓練」や「全庁訓練」等を実施し、まちの防災力の向上、復興まちづくりの早期推進を図ります。

また、訓練の成果のほか、社会経済情勢の変化や防災対策の推進、「都市計画マスタープラン」の改定、被害想定の変更等があった場合は、適宜計画を見直します。



家庭・地域での災害への備え

(1) 防災訓練への参加

9月1日の防災の日や12月の第一日曜日には、市内各地域において防災訓練が実施されています。万が一災害が発生した際に、家庭内はもちろん、地域の中でどのように行動するのか訓練しておくことが重要です。

- ・ 9月1日（防災の日） 総合防災訓練
- ・ 12月第一日曜日 地域防災訓練



(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、地域の住民が自主的に地域の防災活動を推進するための組織です。平常時には訓練等の予防対策を、災害時には地区の災害対応の中心的な役割を担います。

平常時の活動例	災害時の活動例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会の編成 ・ 安否確認方法の検討 ・ 消防団との連携 ・ 災害危険個所の周知 ・ 町内での備蓄品の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策（警戒）本部の設置 ・ 被害情報の把握、報告 ・ 救助・救出活動 ・ 市指定避難所の開設支援 ・ 支援物資の分配、炊き出し



V 參考資料

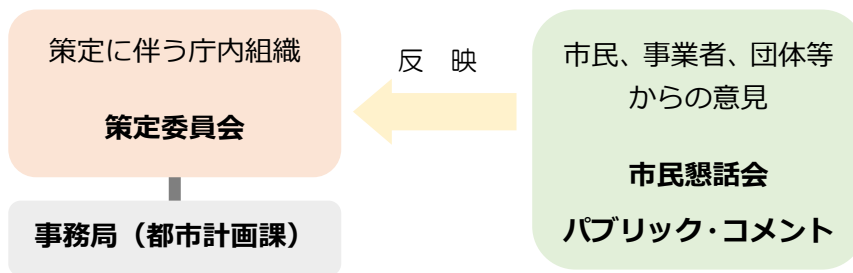
1

策定の体制

(1) 策定体制の概要

本計画の策定に当たっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、庁内の関係課で組織する策定委員会と、商工会議所や建築士会等の市内組織の代表、市民公募の市民代表、学識者で組織する市民懇話会で検討を行うとともに、市民意見を計画に反映させるためパブリック・コメントを実施しました。

【策定体制図】



(2) 市民懇話会

市民、事業者の声を反映させるため、学識経験者、各種団体の推薦及び市民公募による市民代表、オブザーバーの計 13 名で組織され、計画策定の節目節目で、ご意見をいただきました。

	所属組織・団体等	氏名
学識経験者	常葉大学 社会環境学部 教授	池田 浩敬
各種団体 推薦者	富士建築士会 会長	杉山 るみ
	富士商工会議所 事務局長	清水 和広
	富士市町内会連合会 副会長	松野 俊一
	静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事	池野 裕介
	富士市建設業組合 副組合長	遠藤 典生
	富士市地域防災指導員会 副会長	渡邊 雅子
	富士市NPO協議会 監事	竹村 健二
市民代表	女性ネットワーク富士 副会長	赤堀 美枝子
	市民公募	齊藤 貴宣
オブザーバー	市民公募	眞山 美知代
	静岡県 交通基盤部 都市計画課 施設計画班 班長	日野原 武
	静岡県 危機管理部 危機政策課 危機専門監	黒田 健嗣

(3)策定委員会

策定委員会は、市の関係課によって組織し、本計画全体について検討・協議を行うとともに、各課が所管する関連計画との調整・確認等を行いました。

部	課	担当
総務部	企画課	
	防災危機管理課	
財政部	財政課	
市民部	まちづくり課	コミュニティ活動推進担当
福祉部	福祉総務課	福祉政策担当
保健部	保健医療課	保健総務担当
環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策担当
産業経済部	産業政策課	工業振興担当
		港湾振興室
都市整備部	土地対策課	開発審査担当
	建築指導課	審査指導担当
	市街地整備課	再開発担当
	住宅政策課	計画管理担当
上下水道部	上下水道総務課	総務担当
建設部	建設総務課	地籍調査担当
教育委員会	教育総務課	施設担当
消防本部	警防課	警防担当

(4) 策定の経過

平成 26 年度から 27 年度にかけて以下の検討を実施し、平成 28 年 3 月に事前都市復興計画を策定しました。

	会議名称	内容
平成 26 年度		
7 月 29 日	第 1 回策定委員会	事前都市復興計画とは
8 月 5 日	第 1 回市民懇話会	事前都市復興計画とは
10 月 30 日	第 2 回策定委員会	基本理念・目標・基本方針について
11 月 17 日	第 2 回市民懇話会	基本理念・目標・基本方針について
1 月 30 日	第 3 回策定委員会	復興ビジョン編（案）について
3 月 19 日	第 3 回市民懇話会	復興ビジョン編（案）について
3 月 26 日	第 4 回策定委員会	復興ビジョン編（案）について
平成 27 年度		
6 月 2 日	第 5 回策定委員会	復興プロセス編（素案）について
6 月 12 日	第 4 回市民懇話会	復興プロセス編（素案）について
8 月 26 日	第 6 回策定委員会	事前都市復興計画（案）について
10 月 30 日	第 5 回市民懇話会	事前都市復興計画（案）について
11 月 2 日	第 7 回策定委員会	事前都市復興計画（案）について
1 月 4 日	パブリックコメント（1 月 4 日～2 月 4 日）	
2 月 23 日	第 8 回策定委員会	パブリックコメントの結果について
3 月 14 日	第 6 回市民懇話会	事前都市復興計画の策定について
3 月 16 日	第 9 回策定委員会	事前都市復興計画の策定について

2

用語集

■ア行

延焼遮断帯	火災延焼を阻止する機能をもつ、幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等により構築される帯状の不燃空間のこと。
応急危険度判定調査	被災建築物の被害状況を調査し、余震等による危険の程度を判定すること。専門的知見を有する「応急危険度判定員」により、赤（危険）・黄（要注意）・緑（調査済）のステッカーで危険度の表示を行う。

■カ行

仮設住宅	災害により自宅が被害を受け、居住が難しい被災者に対し、行政が用意する応急住宅のこと。新たに建設する建設型仮設住宅のほか、既存の共同住宅を仮設住宅として提供する借り上げ型仮設住宅がある。P51 参照。
借上げ住宅	被災された方が入居するために、行政が借り上げた民間賃貸住宅を仮設住宅としてみなすもの。
義務的経費	国や市区町村の歳出の内、支出することが制度として義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費（生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費）、公債費の3つからなる。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
緊急輸送路	大規模地震等の災害時に、避難・救助をはじめ、物資の供給等の応急対策活動を実施するため、優先的に交通の確保を行う道路のこと。
旧耐震基準建築物	建築基準法が改正する、昭和 56 年以前に建築された建築物のこと。震度 6 弱以上の地震での倒壊が懸念される。
建築制限	市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限、又は禁止すること。
第一次建築制限	建築基準法第 84 条においては、特定行政庁が、災害が発生した日から最大 2 ヶ月の期間について建築制限が実施できる。
第二次建築制限	被災市街地復興特別措置法第 7 条で、都市計画で定めた被災市街地復興推進地域に対して同じく 2 年の建築制限が実施できる。
コンサルタント	ある特定分野において専門的知識と経験を有し、顧客の相談に対して、指導や助言を行う専門家のこと。

■サ行

災害特別融資制度	大雨や地震、津波等による災害の復旧や予防のための施設整備等に充てる資金を、金利などの面で有利な条件で借りられるよう斡旋することにより、災害に強い安全なまちづくりをめざすもの。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地開発事業	市街地を開発または整備する事業のことで、具体的には都市計画法第12条に掲げられた、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業の6種類の事業のこと。
自宅避難	災害が起きた際に、自宅が大きな被害を受けず避難所に行く必要がない場合に、自宅で避難生活を送ること。
生活道路	地域の人々が日常生活で利用する道路で、幹線道路に出るまでの比較的道幅の狭い、交通量の少ない道路のこと。
相互応援協定	協定を締結した自治体において、地震等の大規模な災害が発生し、十分甚大な被害を受けた場合に、被災自治体以外の協定自治体が物資の提供、被災者の救出・救護、職員の派遣等について、相互に応援協力するもの。

■夕行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所で、消費、生産、労働、教育、医療、スポーツ、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集団のこと。
地区計画	地区の特性にあった良好な住環境や市街地環境を創出するための、都市計画法に規定されているまちづくりルールのこと。道路や公園などの公共施設の配置や規模を定めることができるほか、建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態意匠及び敷地面積の最低限度等の用途地域等を補完するきめ細かなルールを定めることができる。
地籍調査	一筆（土地登記簿の一区画）ごとの土地の、所有者・地番・地目・境界を確認し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。
投資的経費	市の歳出の中で、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費のこと。普通建設事業費（道路、橋りょう、学校等の建設事業費）、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる。
都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等の交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、公園などが該当する。
都市計画道路	都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。隣接する都市とのつながりや、市内の拠点を結ぶ、市内の交通網の骨格となる道路となっている。

■ナ行

南海トラフ	東海沖から九州東方沖にかけて続く水深 4,000m 程の海溝のこと。日本列島が位置するプレートにフィリピン海プレートが年間数cmの割合で沈み込んでいる境界で、これまで 100~200 年単位で繰り返し大地震が発生している。
-------	---

■八行

被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。「被害程度」と「再建方法」に応じて基礎支援金と加算支援金の2つの支援金が支給される。
B C P（事業継続計画）	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。
ファシリテート	グループワーク等の活動、話し合いが円滑に行われるように支援すること。
複合市街地	住宅地と商業・工業がうまく調和した市街地のこと。
福祉避難所	指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障がい者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所のこと。
復興公営住宅	災害により住宅を全壊した被災者が入居するため、県や市が建設するほか、民間賃貸住宅の借上げなどにより提供する住宅のこと。復興推進計画に定められた期間内は入居者の収入要件が緩和される。
復興事業計画	復興計画に掲げた、市の復興まちづくりの方針に基づき、具体的な取組を示す計画のこと。
復興まちづくり	被災市街地で市街地復興を行うに当たって、地区に関連する被災者や地域住民、事業者等の参加を得て、計画の策定や復興事業の推進を図ること。行政と住民が連携・協働して、物的空間的な「街」の整備と生活や産業など「まち」の構築を総合的に進める行為を総称することが多い。

■ヤ行

用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた12種類の地域のこと。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。災害時の情報収集・伝達や、自力での避難、避難所での避難生活が困難な人のこと。

■ラ行

り災証明	家屋等の被害状況を証明するもの。P50 参照。
------	-------------------------

富士市事前都市復興計画

平成 28 年 3 月発行

編集・発行 富士市都市計画課



〒417-8601 静岡県富士市永田1丁目 100 番地

TEL:0545-55-2786

FAX:0545-51-0475

E-Mail:toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号 27-62